

精神科のトピックス  
e-らぼ〜るトピックス

No.02

e-らぼ〜るでは、精神科医療に携わる医療関係者の皆様に役立つ情報を田辺三菱製薬株式会社がお届けしています。  
精神科のトピックス e-らぼ〜るトピックスでは、精神科に関するトピックスをお知らせしています。

2024.03.05

## 就労選択支援の新設について

今まで、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法等が確立されておらず、サービス利用に当たっての判断が難しい状況にありました。このため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていないことが問題となっていました。そこで、令和4年障害者総合支援法改正では、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・

選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげるため、就労選択支援が創設されました。令和7年10月1日に施行されます。

## ■ 就労選択支援の内容

就労を希望する障害者に対して、就労選択支援事業所では、就労選択支援員養成研修を修了した就労選択支援員が、就労アセスメントの手法を活用して支援を行います。短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等を整理します。その整理した情報をもとにアセスメントシートの作成を行い、関係機関（ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等）との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することが可能となり、また、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択も可能となります。

## ■ 就労選択支援サービス費の新設

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、就労移行支援等、就労継続支援A型等もしくは就労継続支援B型等を利用する意向を有する者又は、現に就労移行支援等、就労継続支援A型等もしくは就労継続支援B型等を利用している者に対して、就労選択支援を行った場合に、就労選択支援サービス費として、1,210単位/日を算定することとなります。

## ■ 診療情報提供料（I）の情報提供先に就労選択支援事業所が追加

令和6年度診療報酬改定では、精神障害の特性を踏まえ医療機関と障害福祉サービスとの連携を推進する観点から、診療情報提供料（I）の注4に規定する情報提供先に、就労選択支援事業所が追加となりました。

診療情報提供料（I）	○医療機関が他の保険医療機関での診療の必要性を認め、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合、紹介先ごとに患者1人に月1回算定	250点 (月1回)
算定方法	○同時に複数の医療機関等に紹介した場合は各々算定	
診療情報提供先施設	別の保険医療機関 / 居住地を管轄する市町村 / 指定居宅介護支援事業者等（保健所、精神保健福祉センター、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターを含む） / 保険薬局 / 精神障害者施設 / 介護老人保健施設 / 認知症疾患医療センター / 就労選択支援事業所※等	

出典：「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 報告書26-27頁（厚生労働省）（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941_00002.html)）を加工して作成

出典：「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」別表第一121頁（厚生労働省）（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)）を加工して作成

出典：「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」別添1-209頁～214頁（厚生労働省）（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)）を加工して作成